

旭川地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第30条 <u>削除</u></p> <p>(公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<u>削除</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p><u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u></p> <p>第30条 職員は、特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)</u> 第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。) である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、<u>特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)</u>、<u>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)</u> 及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた旭川地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年旭地訓第2号検事正訓令)に基づき管理するものとする。</p> <p><u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u></p> <p>第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)</u> は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>

<p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(4) (1)から(3)に記載のない文書</p> <p>(1)から(3)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p>(5) 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>特定秘密である情報を記録する行政文書</u></p> <p><u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u></p> <p>(5) (1)から(4)に記載のない文書</p> <p>(1)から(4)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p>(6) 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

釧路地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第30条 削除</p> <p>(公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (削る 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p><u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u></p> <p>第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、<u>特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)</u>、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し<u>統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)</u>及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた釧路地方検察庁及び管内区検察庁<u>特定秘密保護規程(平成26年釧地訓第5号検事正訓令)</u>に基づき管理するものとする。</p> <p>(<u>特定秘密以外の</u>公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u>以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u></p> <p><u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(6)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

高松地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第30条 削除</p> <p>(公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 ((削る) 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p><u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u></p> <p>第30条 職員は、<u>特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)</u>第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、<u>特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)</u>、<u>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)</u>及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた高松地方検察庁及び管内区検察庁<u>特定秘密保護規程(平成26年訓令第4号検事正訓令)</u>に基づき管理するものとする。</p> <p>(<u>特定秘密以外の</u>公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。</u>) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u></p> <p><u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(6)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

徳島地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第30条 削除</p> <p>(公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密 <u>特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。</u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(削る以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p><u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u></p> <p>第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた徳島地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年訓令第3号検事正訓令)に基づき管理するものとする。</p> <p>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。</u>)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u></p> <p><u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(6)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

高知地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第30条 <u>削除</u></p> <p>(公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>削る</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>	<p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p><u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u></p> <p>第30条 <u>職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)</u> 及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた高知地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年高知訓第5号検事正訓令)に基づき管理するものとする。</p> <p><u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u></p> <p>第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

(略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1)～(3) (略)

(削る)

(4) (1)から(3)に記載のない文書

(1)から(3)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。

(5) 注意事項

①・② (略)

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

(略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5) (1)から(4)に記載のない文書

(1)から(4)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。

(6) 注意事項

①・② (略)

附 則

この訓令は、令和2年 月 日から施行する。

松山地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第30条 削除</p> <p>(公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 ((削る) 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p><u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u></p> <p>第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた松山地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年訓令第5号検事正訓令)に基づき管理するものとする。</p> <p>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u></p> <p><u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。</p> <p><u>(6)</u> 注意事項</p> <p>①・② (略)</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和2年 月 日から施行する。

外務省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第29条 特定秘密である情報を記録する行政文書の管理</p> <p>特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた外務省特定秘密保護規程に基づき管理するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第29条 特定秘密である情報を記録する行政文書の管理</p> <p>特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた外務省特定秘密保護規程に基づき管理するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

財務省行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理(第29条-第30条)</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報が記録された行政文書の管理)</p> <p>第29条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報が記録された行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令 <u>第11条第1項</u>の規定に基づき定められた財務省特定秘密保護規程(平成26年財務省訓令第30号)に基づき管理するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理(第29条-第30条)</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報が記録された行政文書の管理)</p> <p>第29条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報が記録された行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令 <u>第12条第1項</u>の規定に基づき定められた財務省特定秘密保護規程(平成26年財務省訓令第30号)に基づき管理するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

国税庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報が記録された行政文書の管理)</p> <p>第29条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報が記録された行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた国税庁特定秘密保護規程(平成26年国税庁訓令第26号)に基づき管理するものとする。</p> <p>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報が記録された行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)の管理)</p> <p>第30条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報が記録された行政文書の管理)</p> <p>第29条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報が記録された行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた国税庁特定秘密保護規程(平成26年国税庁訓令第26号)に基づき管理するものとする。</p> <p>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報が記録された行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)の管理)</p> <p>第30条 (略)</p>

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

文部科学省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第二十九条・第三十条）</p> <p>第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第二十九条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成二十六年十月十四日閣議決定）及び同令第十一条第一項の規定に基づき定められた文部科学省における特定秘密の保護に関する規程に基づき管理するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第二十九条・第三十条）</p> <p>第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第二十九条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成二十六年十月十四日閣議決定）及び同令第十二条第一項の規定に基づき定められた文部科学省における特定秘密の保護に関する規程に基づき管理するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

厚生労働省行政文書管理規則の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省行政文書管理規則（平成23年厚生労働省訓第20号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第29条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた厚生労働省特定秘密保護規程（平成26年厚生労働省訓第38号）に基づき管理するものとする。</p>	<p>（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第29条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた厚生労働省特定秘密保護規程（平成26年厚生労働省訓第38号）に基づき管理するものとする。</p>

農林水産省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第26条 特定秘密である情報を記録する行政文書については、特定秘密保護関係法令等（特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）並びに同令 <u>第11条第1項</u>の規定に基づき定められた農林水産省特定秘密保護規程（平成26年農林水産省訓令第16号） <u>（削る）</u> 及び水産庁特定秘密保護規程（平成26年水産庁訓令第3号）をいう。別表第2において同じ。）に定めるもののほか、この訓令に基づき管理するものとする。</p>	<p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第26条 特定秘密である情報を記録する行政文書については、特定秘密保護関係法令等（特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）並びに同令 <u>第12条第1項</u>の規定に基づき定められた農林水産省特定秘密保護規程（平成26年農林水産省訓令第16号） <u>、林野庁特定秘密保護規程（平成26年林野庁訓令第3号）</u> 及び水産庁特定秘密保護規程（平成26年水産庁訓令第3号）をいう。別表第2において同じ。）に定めるもののほか、この訓令に基づき管理するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

経済産業省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条～第29条 (略)</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第30条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令 <u>第11条第1項</u>の規定に基づき定められた経済産業省における特定秘密の管理に関する規程(20141210総第1号)に基づき管理するものとする。</p>	<p>第1条～第29条 (略)</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第30条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令 <u>第12条第1項</u>の規定に基づき定められた経済産業省における特定秘密の管理に関する規程(20141210総第1号)に基づき管理するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

資源エネルギー庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第30条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令 第11条第1項の規定に基づき定められた資源エネルギー庁における特定秘密の管理に関する規程（20141210 資庁第4号）に基づき管理するものとする。</p>	<p>第30条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令 <u>第12条第1項</u>の規定に基づき定められた資源エネルギー庁における特定秘密の管理に関する規程（20141210 資庁第4号）に基づき管理するものとする。</p>

附 則 この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

特許庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第30条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令 <u>第11条第1項</u>の規定に基づき定められた特許庁特定秘密管理規程(20141210特許9)に基づき管理するものとする。</p>	<p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第30条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令 <u>第12条第1項</u>の規定に基づき定められた特許庁特定秘密管理規程(20141210特許9)に基づき管理するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

中小企業庁行政文書管理規則 新旧対照表（案）

中小企業庁行政文書管理規則（平成23・03・15中庁第2号）の一部を次のとおり改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（傍線部分 は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>平成23・03・15中庁第2号 20140609中庁第1号 20150319中庁第2号 20170703中庁第5号 20180329中庁第4号 20190329中庁第3号 <u>2020●●●●中庁第●号</u> 中 小 企 業 庁</p>	<p>平成23・03・15中庁第2号 20140609中庁第1号 20150319中庁第2号 20170703中庁第5号 20180329中庁第4号 20190329中庁第3号 <u>新設</u> 中 小 企 業 庁</p>
<p>第1条～第29条（略）</p>	<p>第1条～第29条（略）</p>
<p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p>	<p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p>
<p>第30条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号） 第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政 文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する</p>	<p>第30条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号） 第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する 行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護</p>

法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令 第11条第1項の規定に基づき定められた中小企業庁における特定秘密の管理に関する規程（20141210中庁第4号）に基づき管理するものとする。

第31条～第34条（略）

附 則（2020●●●●中庁第●号）
この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

別表第1～別表第2（略）

に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令 第12条第1項の規定に基づき定められた中小企業庁における特定秘密の管理に関する規程（20141210中庁第4号）に基づき管理するものとする。

第31条～第34条（略）

新設

別表第1～別表第2（略）

国土交通省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第10章公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第28条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)、<u>同令第11条第1項の規定に基づき定められた国土交通省特定秘密保護規程(平成26年12月9日国土交通省訓令第40号)、(削る)気象庁特定秘密保護規程(平成26年12月10日気象庁訓令第14号)及び海上保安庁における特定秘密の保護に関する訓令(平成26年12月9日海上保安庁訓令第25号)並びに運輸安全委員会特定秘密保護規程(平成26年12月10日運輸安全委員会訓令第3号)</u>に基づき管理するものとする。</p>	<p>第10章公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第28条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定) <u>及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた国土交通省特定秘密保護規程(平成26年12月9日国土交通省訓令第40号)、観光庁特定秘密保護規程(平成26年12月9日観光庁訓令第6号)、気象庁特定秘密保護規程(平成26年12月10日気象庁訓令第14号)、運輸安全委員会特定秘密保護規程(平成26年12月10日運輸安全委員会訓令第3号)及び海上保安庁における特定秘密の保護に関する訓令(平成26年12月9日海上保安庁訓令第25号)</u>に基づき管理するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

環境省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第28条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた環境省特定秘密保護規程(平成26年環境省訓令第48号)に基づき管理するものとする。</p>	<p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第28条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた環境省特定秘密保護規程(平成26年環境省訓令第48号)に基づき管理するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

原子力規制委員会行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第28条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた原子力規制委員会特定秘密保護規程(平成26年12月8日原子力規制委員会決定)に基づき管理するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p> <p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第28条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた原子力規制委員会特定秘密保護規程(平成26年12月8日原子力規制委員会決定)に基づき管理するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。